

# 岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業実施要領

## 第1 趣 旨

この要領は、農業水利施設の省エネルギー化を推進し、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促すため、省エネルギー化に取り組む土地改良区に対し県が支援する岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 補助対象者

補助対象者は、岩手県内に所在地を有する土地改良区（以下「土地改良区」という。）とする。

## 第3 事業内容

### 1 メニューI

基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）第2第4項及び水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知）第2第6項に基づき、土地改良区が管理する農業水利施設のうち、省エネルギー化に取り組む施設に対し、電気料金高騰分の一部を補助する事業

### 2 メニューII

土地改良区が管理する農業水利施設のうち、省エネルギー化に取り組む施設に対し、電気料金高騰分の一部を補助する事業

## 第4 事業要件

### 1 メニューI

事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量のおおむね2割削減に向けた取組として、別紙1の省エネルギー化及びコスト縮減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む、原則2つ以上の取組を実施するものとする。

ただし、前年度までにすでに2つ以上の取組を実施しており、これを継続する場合には、当年度以降に1つ以上の取組を新たに実施又は前年度までに実施している取組のいずれか1つを強化するものとする。

また、当年度以降に省エネルギー化のハード対策の取組のうちいずれか1つを新たに実施する場合は、当該取組のみを実施すればよいものとする。

### 2 メニューII

事業実施主体は、別紙1の省エネルギー化及びコスト縮減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む、原則2つ以上の取組を実施するものとする。

また、当年度以降に省エネルギー化のハード対策の取組のうちいずれか1つを新たに実施する場合は、当該取組のみを実施すればよいものとする。

## 第5 補助対象期間

補助の対象期間は令和7年6月から令和7年9月までとする。

## 第6 事業の申請

1 事業の活用を希望する土地改良区理事長は、広域振興局長（以下「局長」という。）が別に定める期日までに、事業採択申請書（様式第1号）及び局長が必要と認める書類を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定により申請があったときは、提出された書類の審査を行い、農村建設課総括課長（以下「課長」という。）と協議の上、採択すべきものと認めたときは、申請を行った土地改良区理事長に事業採択通知書（様式第2号）を交付するものとする。

## 第7 事業の変更

- 1 土地改良区理事長は、第6第2項の規定により採択された事業について、第3第1項及び第2項に定める事業を追加又は廃止する場合には、あらかじめ、事業変更申請書（様式第3号）及び局長が必要と認める書類を提出し、局長の承認を受けなければならない。
- 2 局長は、前項の規定により変更の申請があったときは、提出された書類の審査を行い、課長と協議の上、承認すべきものと認めたときは、承認を決定し、土地改良区理事長に事業変更承認通知書（様式第4号）を交付するものとする。

## 第8 実績報告

- 1 メニューIを実施した土地改良区理事長は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第5号）及び局長が必要と認める書類を局長に提出するものとする。
- 2 メニューIIを実施した土地改良区理事長は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第6号）及び局長が必要と認める書類を局長に提出するものとする。

## 第9 補足

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要領は、令和7年1月17日から施行する。

### 附則

この要領は、令和8年1月13日から施行し、令和7年度事業に適用する。

様式第1号（第6の1関係）

第  
年  
月  
号  
日

広域振興局長様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

事業採択申請書

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業を活用したいので、岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業実施要領（令和7年1月17日付け農建第472号岩手県農林水産部長通知）第6の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

（添付資料）

- ・省エネルギー化推進計画（電力）
- ・対象施設位置図
- ・岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金交付要綱（令和7年1月17日付け農建第471号岩手県農林水産部長通知）で定める様式第2号
- ・その他広域振興局長が必要と認める書類

様式第2号（第6の2関係）

第  
年  
月  
号  
日

土地改良区理事長 様

広域振興局長

事業採択通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業について、事業採択したので通知します。

様式第3号（第7の1関係）

第 年 月 号  
年 月 日

広域振興局長様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

事業変更申請書

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業を変更したいので、岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業実施要領（令和7年1月17日付け農建第472号岩手県農林水産部長通知）第7の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

（添付資料）

- ・省エネルギー化推進計画（電力）
- ・対象施設位置図（施設の追加・削除があった場合）
- ・岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金交付要綱（令和7年1月17日付け農建第471号岩手県農林水産部長通知）で定める様式第2号
- ・その他広域振興局長が必要と認める書類

様式第4号（第7の2関係）

第  
年  
月  
号  
日

○○土地改良区理事長 様

広域振興局長

事業変更承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業の変更について、承認したので通知します。

様式第5号（第8の1関係）

第  
年  
月  
号  
日

広域振興局長様

所在地  
名 称  
代表者 氏  
名

実績報告書

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業を実施したので、岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業実施要領（令和7年1月17日付け農建第472号岩手県農林水産部長通知）第8の1の規定に基づき、関係書類を添付して報告します。

（添付資料）

- ・実績報告書（電力・メニューI）
- ・当該年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等

様式第6号（第8の2関係）

第  
年  
月  
号  
日

広域振興局長様

所在地  
名 称  
代表者 氏  
名

実績報告書

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業を実施したので、岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業実施要領（令和7年1月17日付け農建第472号岩手県農林水産部長通知）第8の2の規定に基づき、関係書類を添付して報告します。

（添付資料）

- ・実績報告書（電力・メニューII）
- ・使用電力量が分かる資料等

参考様式第1号（第6、第7関係）

第 号  
年 月  
日

農村建設課総括課長様

広域振興局長

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業計画（変更）の  
協議について

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業実施要領（令和7年1月17日付け農建第472号岩手県農林水産部長通知）第5の2（第6の2）の規定に基づき、関係書類を添えて採択（承認）の可否を協議します。

記

1 計画協議土地改良区  
○○土地改良区

参考様式第2号（第6、第7関係）

第 号  
年 月  
日 日

広域振興局長 様

農村建設課総括課長

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業計画（変更）の  
回答について

年 月 日付け第 号で協議のあったことについては、下記のとおり回答します。

記

1 計画協議土地改良区

○○土地改良区

2 計画協議の回答

適当と認める。

3 予算内示

下表のとおり補助金を内示する。

土地改良区名	区分	補助対象額（円）	補助金（円）

## 参考様式第3号（第6、第7関係）

## 省エネルギー化推進計画（電力）

## 1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

## 2 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設区分	施設容量	契約区分	当年度使用電力量	当年度電力料	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化・コスト削減対策	省エネルギー化	取組内容	実施期間				
										○：実施	◎：拡大・強化	R○ まで	R○	R○

施設管理者：○○（管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合：○%）

		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 ・電力量料金 ・燃料費調整額 ・再エネ賦課金	千円	千円 (内訳) ・基本料金 ・電力量料金 ・燃料費調整額 ・再エネ賦課金	千円	取組内容	実施期間				
										○：実施	◎：拡大・強化	R○ まで	R○	R○

## 注

- 当年度の使用電力量及び電力料が分かる資料等を添付すること。
- 使用量が確定していない月の使用電力量については、前年度の当該月の使用電力量で代用することとする。その場合にあっては、前年度の使用電力量が分かる資料等を添付すること。
- 支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は支払済みの最新の月の単価に注2により代用する電力量を乗じた金額で代用する。
- 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

参考様式第4号（第8の1関係）

実績報告書（電力・メニューI）

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
					千円

2 支援金の使途

使途		内容	金額
ア	省エネ計画に係る取組	・ ・	千円 千円
イ	施設の管理費	・ ・	千円 千円

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設容量	契約区分	運転時間		送水量		使用電力量		R3年度からの 使用電力量 削減率	省エネルギー化・コ スト削減対策	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化		取組内容	備考	
			R○	R○	R○	R○	R○	R○			R○ まで	R○	R○	R○	R○
施設管理者：															
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	時間	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	kWh
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	時間	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	kWh

注 当該年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあっては、前年度及び当年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。

参考様式第5号（第8の2関係）

実績報告書（電力・メニューII）

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
					千円

2 支援金の使途

使途		内容	金額
ア	省エネ計画に係る取組	・ ・	千円 千円
イ	施設の管理費	・ ・	千円 千円

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設容量	契約区分	使用電力量		R3年度からの使用電力量削減率	省エネルギー化・コスト削減対策	実施期間		取組内容	備考	
			R○	R○			R○	R○	R○	R○	
施設管理者：											
	kW		kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%			
	kW		kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%			

注 当該年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあっては、前年度及び当年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。

## 別紙1 省エネルギー化及びコスト削減の取組メニュー

取組メニュー	
省エネルギー化	ソフト対策
	SE-1 ポンプの吐出し水位の見直し
	SE-2 ポンプの吸込み水位の見直し
	SE-3 排水機場の内水位調整
	SE-4 休止可能機器の通電停止
	SE-5 大口径ポンプの優先使用
	SE-6 無効送水の削減
	SE-7 節水による送水量の削減
	SE-8 エネルギー管理の強化
	SE-9 独自取組（省エネ化） (その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。）)
ハード対策	HE-1 高効率変圧器への更新
	HE-2 電動機制御方式の見直し
	HE-3 高効率電動機への更新
	HE-4 減速機の省略
	HE-5 高効率ポンプへの更新
	HE-6 インペラ（羽根車）の改造
	HE-7 水路のパイプライン化
	HE-8 遠隔制御機器の導入
	HE-9 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
	HE-10 独自取組（省エネ化）

取組メニュー	
コスト削減	ソフト対策
	SC-1 ポンプの同時運転台数の削減
	SC-2 電力契約の適正化
	SC-3 電力契約使用期間の短縮
ハード対策	SC-4 独自取組（コスト削減） (その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。）)
	HC-1 力率の改善
	HC-2 ピークカットのための調整施設の整備
	HC-3 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）
	HC-4 独自取組（コスト削減）

注1 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギーのための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。

注2 ハード対策の省エネルギー化は、前年度から過去5年間に実施または当該年度から3年間に着手することである。